

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月10日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/mynumber/gyouseitetsudoku_jourei.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成二十七年栃木県条例第四十六号)別表第一 第四の項 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金(高等学校等就学支援金支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する支援金の支給に関する事務(以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	県立高等学校修学支援事業補助金(学び直しへの支援)実施要綱第2条第2項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第二条第二項 この支援金は、高等学校等を中途退学した後再び県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

県立高等学校修学支援事業補助金(学び直しへの支援)実施要綱
県立高等学校学び直し支援金交付要領
県立高等学校学び直し支援金事務処理要領